



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- 海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二四五）

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二四六）

その他告二

型式認定番号	原動機を用いる身体障害者用の車の 名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交 K25-4	Robototer Q40 J-Vision	株式会社 Acalie 愛知県名古屋市西区樋の口町1-15 ホーワビル2階
交 K25-5	遊歩フジα SH20	株式会社セリオ 静岡県浜松市中央区東三郎町258-1
交 K25-6	遊歩ジョイ SJ-02	株式会社セリオ 静岡県浜松市中央区東三郎町258-1

○國家公安委員会告示第十四号
道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年十月三日付けをもつて次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年國家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
--------	------------------	----------------

國家公安委員會委員長
赤間二郎

交 N25-88	A i n o h o t a m o r u P20	株式会社F u n s e d y 東京都渋谷区千駄ヶ谷12-7-4フ ローリッシュエキスカイプ1F
交 N25-89	電動アシスト自転車 S 1	株式会社ジャパンストライド 奈良県生駒郡安堵町大字岡崎367番地

奈良県生駒郡安堵町大字岡崎367番地

諸事項

三
官序 諸事項
〔公 告〕
(法務省告示配一二二)
日本國に帰化を許可する件
同法書士數成九分、司法

最低賃金の改正決定に関する公示
(北海道労働局最低賃金公示二、埼玉
同四、島根同二)

官厅報告

人事異動

内閣
法務省

〔国会事項〕

国家公安委員会告示第三十九号
道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年十月三日付けをもつて次のとおり原動機を用いる身障害者用の車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に
する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

型式認定番号	原動機を用いる身体障害者用の車の 名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交 K25-4	R o b o o t e r Q40 J-v i s i o n	株式会社 A c a l i e 愛知県名古屋市西区樋の口町1-15 ホーリービル2階
交 K25-5	遊歩フジα S H20	株式会社セリオ 静岡県浜松市中央区東三万町258-1
交 K25-6	遊歩ジョイ S J - 02	株式会社セリオ 静岡県浜松市中央区東三万町258-1
○國家公安委員会規則第十九号 道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号）第三十九条の二第三項に依り準用する 規則第三十九条の二第五項の規定による令和七年十月一日付のをもつて次のとおり駆動補助機付自転 車の型式認定番号を指定したので、原動機を用ひ歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則 成四年國家公安委員会規則第十九号 第十条の規定に基いてお指示す。		
令和七年十月二十七日 國家公安委員会委員長 赤間 一哉		
型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交 N25-88	A i n o h o t a m o r u P20	株式会社 F u n s e d y 東京都渋谷区千駄ヶ谷2-7-4 フ ローリッシュ千駄ヶ谷1F
交 N25-89	電動アシスト自転車 S 1	株式会社 ジャパンストライド 奈良県生駒郡安堵町大字岡崎367番地 10LF 紫良4階N402
交 N25-90	VELMO 16インチ電動アシスト 自転車 P I C O	アベントゥーライフ株式会社 東京都荒川区西日暮里6-23-6
交 N25-91	E V E R E S T X I N G	株式会社 A c a l i e 愛知県名古屋市西区樋の口町1-15 ホーリービル2階

裁判所	司法書士懲戒処分、司法書士法人懲 戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、 土地家屋調査士法人懲戒処分關係
会社その他	相続、公示催告、失踪、破産、免責、 特別清算、再生、所有者不明關係

交 N25-92	24型水素燃料後輪駆動電動アシスト自転車 U200	YOUON JAPAN株式会社 東京都新宿区西新宿7-4-6
交 N25-93	ヤマハパス X 5 Y 1	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交 N25-94	J e e p 26型電動アシスト自転車 J E - 260 e	株式会社クロモ 大阪府大阪市住之江区泉2丁目1番88号
交 N25-95	電動アシスト自転車 ADO E-BIKE AIR ONE U A I R O N E U L T R A	ADO株式会社 東京都杉並区阿佐ヶ谷北4-28-11 ダイヤマンション101
交 N25-96	E S C A P E R E + E S C - R - E - L	株式会社ジャイアント 神奈川県川崎市中原区小杉御殿町2-44-3
○ 国家公認制度(登録)図十ー		
道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第三十九条の二第五項の規定による令和七年十月三日付をもつて次のとくの普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則(平成四〇年国家公安委員会規則第十九号)第十条の規定に基いてお詫び申す。		
令和七年十月三日十七日		
型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交 A25-82	A i n o h o t a m o r u P20	株式会社F u n s e d y 東京都渋谷区千駄ヶ谷2-7-4 フ ローリッシュ千駄ヶ谷1F
交 A25-83	電動アシスト自転車 S 1	株式会社ジャパンストライド 奈良県生駒郡安堵町大字岡崎367番地 10LF奈良4階N402
交 A25-84	V E L M O 16インチ電動アシスト 自転車 P I C O	アベントゥーライフ株式会社 東京都荒川区西日暮里6-23-6
交 A25-85	E V E R E S T X I N G C I T Y +	株式会社 A c a l i e 愛知県名古屋市西区樋の口町1-15 示一ワビル2階
交 A25-86	24型水素燃料後輪駆動電動アシスト 自転車 U200	YOUON JAPAN株式会社 東京都新宿区西新宿7-4-6
交 A25-87	ヤマハパス X 5 Y 1	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地

○法務省告示第百二十七号

○農林水産省告示第千五百六十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

二　解除に係る保安林の所在場所　茨城県日立市
(国有林。次の図に示す部分に限る。)

三　保安林として指定された目的　水源の涵養
解除の理由　道路用地とするため

(次の図は、省略し、その図面を茨城県庁及び日立市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

農林水産大臣 鈴木 憲和
一　解除に係る保安林の所在場所 秋田県由利本荘市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的 水源の涵養
三　解除の理由 一般送配電事業用地とするため
（次の図）は、省略し、その図面を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第千五百七十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 山形県酒田市
(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 一般送配電事業用地とするため
(次の図)は、省略し、その面を山形県庁及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○ 経済産業省告示第百五十九号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)第二条第一項及び第二項の規定に基づき、東京手彫り印章を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

内田
耕平

- 二 伝統的工芸品の名称
東京手彫り印章

一 伝統的な技術又は技法
印稿は、出来上がりの印影を想定し、彫刻する文字を用紙にト書きすること。

2 文字入れば、印稿を基に、筆にて、彫刻する文字を印材に逆字で書き入れること。

3 荒彫りは、篆刻台、巻き竹で挟んで固定した印材を、印刀にて、字入れした文字以外の部分を均一の深さに彫り下げるのこと。

4 仕上げは、仕上刀にて、文字の太さや起筆終筆に注意し、線質を纖細に表現できるよう枠と字の周りを整えること。

三 伝統的に使用されてきた原材料
印材は、柘植、水牛又はこれと同等の材質を有するものとすること。

四 製造される地域
東京都 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、王子市、立川市、武藏野市、三鷹市、青梅市、小金井市、東村山市、国立市、西東京市 神奈川県 川崎市

五 指定年月日
令和七年十月二十七日

○国土交通省告示第九百七十三号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十七日

国土交通大臣 金子 恭之

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小沢入沢

二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県日光市小百
宇日向倉
二五七番四
二五七番二
二五〇番一
一号から十四号まで
十五号から十八号まで
五十一号から五十五号まで

二五二〇番五	五十七号から五十九号まで
二五二〇番七	六十四号から六十八号まで
二五二〇番八	六十九号及び七十号
二五二〇番九	七十一号及び七十二号
二五二一四	七十三号
二五二一五	七十四号から七十七号まで
二五二一六	七十八号
二五二一七	七十九号
二五二三番	八十号から八十四号まで
字小沢入	
二五八四番九	十九号から二十一号まで
二五八二番	二十二号から二十九号まで
二五八二番	三十一号、四十七号から五十一号まで
地先河川敷	三十六号及び五十六号まで
二五八四番一	三十二号から三十六号まで
二五八四番一	三十七号から四十六号まで
○国土交通省告示第九百七十四号	
砂防法（明治三十年法律第二十九号）	第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
令和七年十月二十七日	
二 砂防法第一条の土地の表示	
一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 オボロ沢	国土交通大臣 金子 恭之
二 砂防法第二条の土地に存する標柱二号から七十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域	次に掲げる土地に存する標柱二号から七十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県日光市高徳字臘	
一二六二番一 六号	
一二六二番一 七号から十二号まで	
一二六三番 三号から五号まで	
一二六四番 十三号から十五号まで	
一二六五番 十六号から二十号まで	

期 間	防衛大臣 小泉進次郎
令和七年十月二十七日	海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年十月二十七日	令和七年十一月一日から同年十二月三十日までの間、○八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
令和七年十月二十七日	日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間
その他	(ア) 北緯四一度四三分〇九秒 東経一四二度五九分四六秒 (イ) 北緯四一度二〇分一〇秒 東経一四二度五九分四六秒 (ウ) 北緯四一度二〇分一〇秒 東経一四二度〇七分四七秒 (カ) 北緯四一度四五分三九秒 東経一四二度〇五分一七秒 北緯四一度二七分一〇秒 東経一四二度四二分四六秒 北緯四一度四四分〇九秒 東経一四二度五七分四六秒
実施機 航空機	一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
期間	二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
○ 防衛省告示第二百四十号	海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年十一月一日から同年十二月三十日までの間、○八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。	期 間
令和七年十月二十七日	区 域

区域 日高沖南方海面の次の(ア)から(ク)までの八

日高沖南方海面の次の(ア)から(ク)までの八点を順次結んだ線並びに(ア)及び(ク)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

(ア) 北緯四一度三八分一四秒
東經一四二度五九分四六秒
北緯四一度四〇分四五秒

(ウ) 東経一四三度二六分二六秒
北緯四一度三三分一〇秒

(工) 東經一四三度二九分四六秒
北緯四一度一〇分一〇秒
東經一四三度一九分四六秒

(才) 北緯四一度一〇分一〇秒
東經一四二度五九分四六秒

(辛) 東經一四二度〇九分四七秒
北緯四一度二〇分一〇秒

(ク) 東經一四二度〇七分四七秒
北緯四一度二〇分一〇秒
東經一四二度五九分四六秒

航空機

在したいこと また 射撃海等が存在しないことを確認し施する。

二 前記区域の各点の経緯度は
地系の数値である。

電告文第二百四十一号

七年十月二十七日

一日までの間、〇七〇〇から一
で。ただし、日曜日及び国民の

する法律（昭和二十三年法律第二号）に規定する休日を除く。

順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の
んだ線により囲まれる海面並び

ア) 北緯四一度一〇分一〇秒
までの一間 空て海面から高度一〇六六六

(ア) 北緯四一度一〇分一〇秒
東経一四三度一九分四六秒

その他		二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。	
○防衛省告示第二百四十四号		海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。	
区域	期間	防衛大臣 小泉進次郎	一 射撃訓練は、前記区域に航空機が左在しないこと、また、射撃海面に船帆等が存在しないことを確認しながら実施する。
令和七年十月二十七日	令和七年十一月一日から同年十二月三十一までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に開催する法律（昭和二十三年法律第百七十九号）に規定する休日を除く。	北緯三五度〇〇分一秒 東経一三〇度〇一分五二秒 北緯三四度四六分一秒 東経一三〇度三分五一秒 北緯三四度一七分二二秒 東経一三〇度一二分五二秒 北緯三四度二五分一秒 東経一二九度五五分五二秒 北緯三四度三〇分一〇秒 東経一二九度五一一分四六秒 北緯三四度三五分四一秒 東経一二九度四五分五二秒	響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上で海面から高度一〇、六六八メートリまでの間
実施機	一 射撃訓練は、前記区域に航空機が左在しないこと、また、射撃海面に船帆等が存在しないことを確認しながら実施する。	二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。	二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
その他	海上における空対空射撃訓練及び試験並びに上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。	海上における空対空射撃訓練及び試験並びに上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。	海上における空対空射撃訓練及び試験並びに上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。
令和七年十月二十七日	令和七年十月二十七日	令和七年十月二十七日	令和七年十月二十七日
防衛大臣 小泉進次郎	防衛大臣 小泉進次郎	防衛大臣 小泉進次郎	防衛大臣 小泉進次郎

謹啓
官任命式
御祝電
天皇陛下は、ザンビアの独立記念日につき、十月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を差せられた。

皇室事項

瑞宝双光章を授ける（各通）	瑞宝小綬章を授ける
（岩手県盛岡地区広域消防組合 消防司令）	川田 康夫 岡 鳥羽 忠男 馬場 成元 淳修
瑞宝單光章を授ける（各通）（以上九月二十一日）	瑞宝雙光章を授ける（各通）
瑞宝單光章を授ける（各通）	瑞宝雙光章を授ける（各通）
瑞宝雙光章を授ける（各通）	瑞宝雙光章を授ける（各通）
瑞宝單光章を授ける（以上九月二十一日）	瑞宝雙光章を授ける（以上九月二十一日）
瑞宝單光章を授ける（九月二十一日）	瑞宝雙光章を授ける（九月二十四日）
瑞宝雙光章を授ける（九月二十五日）	瑞宝雙光章を授ける（九月二十六日）

福井 福井
森 岡野 俊一
倫平 繁

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年10月27日

北海道労働局長 村松 達也

第4号中「1時間1,040円」を「1時間1,105円」に改める。

附則

この決定は、令和7年12月1日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、埼玉県自動車小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第7号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年10月27日

埼玉労働局長 片淵 仁文

第4号中「1時間1,089円」を「1時間1,152円」に改める。

附則

この決定は、令和7年12月1日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、島根県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年10月27日

島根労働局長 岩見 浩史

第4号中「1時間1,000円」を「1時間1,069円」に改める。

太田 正博
兼平 仁詩
義雄 著
正

川辺 幸一
相馬 孝
一階堂 始
福田 修久

法務省告示配第百一十一号

左記の者の申請に係る日本国外に帰化の件は、これを許可する。

令和7年10月11十七日

法務大臣 平口 洋

住所 鳥取市
パトリック・シアン・エヴァンジェリスタ 平成19年6月9日生
住所 大阪府摂津市
チン・トウイ・リン 平成5年6月26日生
住所 愛知県海部郡蟹江町
柳善美 昭和47年4月7日生
住所 愛知県春日井市
朴嬉華 平成9年12月23日生
住所 大阪府八尾市
ゴー・タナー・ヤン 昭和58年2月7日生
ゴー・キー・フック 令和4年1月24日生
住所 大阪市東住吉区
コトフ・ウラジミール・ヴィクトロヴィチ 平成元年2月7日生
住所 茨城県土浦市
黄瀚生 昭和58年10月23日生
王珮馨 平成3年3月21日生
住所 埼玉県川口市
佐佐木智子 平成6年9月11日生
住所 群馬県富岡市
スシャント・シレスタ 昭和60年6月15日生
住所 愛知県瀬戸市
クリスピアネ・ダ・バズ・コチガミ 昭和63年5月8日生
住所 沖縄県島尻郡八重瀬町
カイラ・マリエ・レイゴ・モンテローラ 平成8年6月16日生
住所 横浜市神奈川区
アレクサンダー・シャンチュ・ヒラシキ 平成22年1月19日生
住所 東京都港区
徐紹景 平成17年12月20日生
住所 大阪市鶴見区
牛麗丹 昭和50年7月7日生
住所 東京都板橋区
楊沢坤 平成7年8月4日生
住所 兵庫県尼崎市
李紗好 平成11年1月9日生

住所 名古屋市港区

朴栄子 昭和46年5月5日生
李紗希 平成13年5月3日生住所 東京都品川区
シルビア・ペアトリス・イシダ 昭和35年1月22日生住所 埼玉県新座市
マリエ・サユリ・アンドレオリ・ゴトウ 平成11年5月27日生住所 埼玉県入間市
ロベルト・セサル・サントス・ヤノ 昭和48年4月12日生

サラ・ロスメリ・ロペス・ロドリゲス・デ・サントス 昭和49年5月23日生

バレリア・ミホ・サントス・ロペス 平成15年11月24日生

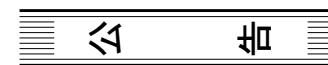
ラファエル・リュウキ・サントス・ロペス 平成24年3月31日生

住所 兵庫県尼崎市
ロベルト・リュウジ・サントス・ロペス 平成14年9月2日生住所 三重県四日市市
孫小玉 平成5年11月17日生住所 千葉県君津市
謝宗儒 平成20年12月22日生住所 東京都葛飾区
張敏 平成9年12月31日生住所 千葉県船橋市
陳雷佩 昭和40年3月30日生住所 静岡県沼津市
ジャニス・モリイ・イチカワ 昭和55年5月17日生住所 仙台市青葉区
何景豪 昭和62年12月17日生住所 千葉市稲毛区
楊爽 昭和55年4月17日生住所 東京都江東区
郭広明 平成9年10月27日生住所 福岡市早良区
邢夢嵐 平成9年10月15日生住所 東京都千代田区
劉承輝 平成11年2月19日生住所 東京都目黒区
朴慶雨 平成2年12月5日生住所 滋賀県甲賀市
カリナ・マデレイネ・カストロモンテ・ナブリ

昭和58年7月22日生

住所 埼玉県朝霞市
車太宗 昭和53年9月25日生
朴美英 昭和54年10月21日生
車承恩 平成23年11月7日生
車佳恩 平成30年10月6日生
住所 川崎市宮前区
董佳鈺 平成11年10月8日生
住所 栃木県宇都宮市
金娘智 平成18年1月17日生
住所 大阪市阿倍野区
金平和 昭和30年2月3日生
卞奈美枝 昭和34年4月17日生
住所 名古屋市中川区
劉義 平成8年11月9日生
住所 愛知県豊田市
ジュリー・ユキ・チヨダ 平成9年11月30日生
住所 愛知県豊橋市
ラファエル・リュウイチ・カワニシ 平成16年9月18日生
住所 愛知県稻沢市
吳曉明 昭和61年2月1日生
住所 北海道上川郡下川町
金男 昭和46年11月26日生
住所 北海道旭川市
馬傑 平成2年3月26日生
住所 東京都世田谷区
牛静 昭和55年2月10日生
住所 東京都江東区
宋曼祐 平成12年11月21日生
住所 東京都新宿区
金惠琳 平成15年11月14日生
住所 東京都荒川区
姜貞美 昭和47年9月14日生
住所 東京都江戸川区
劉天子 平成7年9月22日生
住所 東京都町田市
ヂエゴ・ガルキス・ハラ 平成4年11月3日生
住所 岐阜県多治見市
韓嘉宸 平成26年8月26日生
住所 福岡県筑紫野市
イシュワル・ギミレ 平成5年6月30日生
スマイル・ギミレ 令和5年2月13日生
住所 福岡県筑後市
カラム・バドワアル 平成2年6月25日生
クリシャブ・バドワアル 令和4年5月19日生

住所 大阪府東大阪市
全美幸 昭和57年9月13日生
住所 大阪府高槻市
金英伊 昭和32年3月26日生
住所 千葉県我孫子市
申智熙 平成21年7月21日生
住所 京都市西京区
マヤラ・ユミ・シオタニ 平成12年7月16日生
住所 東京都葛飾区
プリンセス・ロガンド・キムラ 昭和62年4月30日生
住所 東京都台東区
マヌエル・ヒル・マテオス 昭和59年1月18日生
住所 東京都千代田区
朱曉辰 平成3年8月20日生



概 論

司法書士懲戒処分公告

下記の者について、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和7年10月27日 法務大臣 平口 洋
記
氏名 山岸 智子
所属する司法書士会 札幌司法書士会
登録番号 札幌第862号
事務所の所在地 北海道苫小牧市見山町三丁目2番15号

司法書士懲戒処分公告

下記の者について、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和7年10月27日 法務大臣 平口 洋
記
氏名 井澤 伸太
所属する司法書士会 大阪司法書士会
登録番号 大阪第3053号
事務所の所在地 大阪市北区東天満二丁目6番8号
号篠原東天満ビル505号

司法書士法人懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第48条第1項第1号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和7年10月27日 法務大臣 平口 洋
記

名称 司法書士法人エトランジエ

所属する司法書士会 札幌司法書士会

法人番号 01-00047

主たる事務所の所在地 北海道登別市千歳町一丁目5番地3

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第2号の規定に基づき、令和7年9月30日から1か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

令和7年10月27日 法務大臣 平口 洋
記

氏名 新井 周一

所属する土地家屋調査士会 静岡県土地家屋調査士会

登録番号 静岡第1584号

事務所の所在地 浜松市中央区子安町322番地の4

土地家屋調査士法人懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第43条第1項第2号の規定に基づき、令和7年9月30日から1か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

令和7年10月27日 法務大臣 平口 洋
記

名称 土地家屋調査士法人西遠合同事務所

所属する土地家屋調査士会 静岡県土地家屋調査士会

法人番号 08-0010

主たる事務所の所在地 浜松市中央区子安町322番地の4

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出してください。

令和7年（家）第30295号

広島県安芸郡熊野町初神2丁目16番13号

申立人 佛圓 勝浩

本籍広島県安芸郡熊野町初神2丁目9623番地、最後の住所広島県安芸郡熊野町初神2丁目16番13号、死亡の場所広島県安芸郡熊野町、死亡年月日令和6年10月20日、出生の場所広島県賀茂郡下黒瀬村、出生年月日昭和7年12月25日、職業無職

被相続人 亡 佛圓キヨノ

事務所広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル7階

相続財産清算人 弁護士 小田 清和

催告期間満了日 令和8年5月13日

広島家庭裁判所

令和7年（家）第2101号

徳島県徳島市論田町小論田42番地

申立人 阿波自動車合資会社

本籍徳島県徳島市中洲町1丁目55番地、最後の住所徳島県徳島市中洲町1丁目55番地、死亡の場所徳島県徳島市、死亡年月日令和5年10月27日、出生の場所徳島県勝浦郡上勝町、出生年月日昭和31年8月31日、職業無職

被相続人 亡 天羽 幸男

徳島県徳島市新蔵町1丁目74番地

相続財産清算人 弁護士 真鍋 直敬

催告期間満了日 令和8年5月15日

徳島家庭裁判所

令和7年（家）第428号

高知県安芸市矢ノ丸1丁目3番9号

申立人 野村 和

本籍高知県安芸市矢ノ丸1丁目311番地、最後の住所高知県安芸市矢ノ丸1丁目3番9号、死亡の場所高知県安芸市、死亡年月日令和7年3月8日、出生の場所高知県安芸市、出生年月日昭和22年7月7日、職業自営業

被相続人 亡 野村 勉

事務所高知県香南市野市町西野522-2浜田

コーポ102 柳田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 柳田 祐介

催告期間満了日 令和8年5月18日

高知家庭裁判所安芸支部

令和7年（家）第17024号
 大分県大分市明野北3丁目28番1号
 申立人 翁長 良信
 本籍沖縄県那覇市首里崎山町2丁目15番地、最後の住所沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目356番地オリブ山病院、死亡の場所沖縄県那覇市、死亡年月日平成21年2月4日、出生の場所沖縄県島尻郡真和志村、出生年月日昭和23年2月18日、職業不明
 被相続人 亡 山城 興一
 沖縄県那覇市久茂地1丁目2番28号
 相続財産清算人 司法書士 大城 竜士
 催告期間満了日 令和8年5月15日
 那覇家庭裁判所

令和7年（家）第366号
 香川県高松市今里町8番地26
 申立人 藤田 純一
 本籍香川県高松市丸亀町14番地8、最後の住所香川県高松市木太町3774番地、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和7年8月4日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和23年11月11日、職業無職
 被相続人 亡 尾崎 路子
 香川県高松市天神前9-15 歌谷ビル302加藤・犬伏法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 犬伏 優子
 催告期間満了日 令和8年5月29日
 高松家庭裁判所

令和7年（家）第40022号
 北海道苫小牧市日吉町2丁目9番5-113号
 申立人 山下 奈央
 本籍北海道白老郡白老町字石山39番地955、最後の住所北海道白老郡白老町字石山39番地955、死亡の場所北海道白老郡白老町、死亡年月日令和7年6月13日、出生の場所不明、出生年月日昭和19年9月19日、職業無職
 被相続人 亡 斎藤 和子
 事務所北海道苫小牧市日吉町2丁目9番5-113号
 相続財産清算人 司法書士 山下 奈央
 催告期間満了日 令和8年4月30日
 札幌家庭裁判所室蘭支部

令和7年（家）第15077号
 横浜市鶴見区矢向5丁目11番29号グレース第2 203
 申立人 河津 伸子

本籍新潟県長岡市中之島中条丙516番地、最後の住所新潟県長岡市中之島2105番地6特別養護老人ホーム中之島、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日令和7年3月20日、出生の場所新潟県南蒲原郡中之島村、出生年月日昭和4年8月19日、職業無職
 被相続人 亡 樋山 瑛子
 事務所新潟県長岡市南町1-2-30TNビル3階 片沼・橋本法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 片沼 貴志
 催告期間満了日 令和8年4月30日
 新潟家庭裁判所長岡支部

令和7年（家）第3038号
 北九州市小倉北区浅野2丁目11番15号 KMビル別館5階 弁護士法人河合法律事務所
 申立人 平尾 真吾
 本籍大分県宇佐市大字北宇佐1838番地、最後の住所福岡県鞍手郡小竹町大字新多177番地8 特別養護老人ホーム新多園、死亡の場所福岡県飯塚市、死亡年月日令和7年6月5日、出生の場所福岡県門司市、出生年月日昭和15年10月23日、職業無職
 被相続人 亡 脇部 博義
 北九州市小倉北区浅野2丁目11番15号 KMビル別館5階 弁護士法人河合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 平尾 真吾
 催告期間満了日 令和8年4月30日
 福岡家庭裁判所直方支部

令和7年（家）第30300号
 千葉市花見川区花見川7番25号
 申立人 花見川住宅管理組合
 本籍千葉県船橋市西船1丁目575番地、最後の住所千葉市花見川区花見川7番10棟208号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和6年5月24日、出生の場所千葉県船橋市、出生年月日昭和19年7月11日、職業不明
 被相続人 亡 大塚 仁
 事務所千葉市中央区中央4-8-8 日進ビル502やまとばし法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 内藤 太郎
 催告期間満了日 令和8年5月11日
 千葉家庭裁判所

令和7年（家）第90767号
 神奈川県藤沢市善行2-14-23
 申立人 柿崎 健一

本籍東京都中野区東中野2丁目40番地、最後の住所東京都八王子市上柚木3丁目3番地10-106、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日推定令和7年5月5日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和33年10月31日、職業会社員
 被相続人 亡 服部美哉子
 事務所東京都国分寺市南町2丁目11番15号 伸和ビル2階 弁護士法人東京開智法律事務所 国分寺事務所
 相続財産清算人 弁護士 清水 裕二
 催告期間満了日 令和8年5月11日
 東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第7161号
 新潟市中央区紫竹山6丁目4番15号 305
 申立人 水上 美穂
 本籍新潟県新潟市中央区女池上山3丁目39番地16、最後の住所川崎市川崎区小田4丁目9番13号ユナイト小田 107、死亡の場所新潟県新潟市中央区、死亡年月日令和7年1月25日、出生の場所新潟県佐渡郡金井町、出生年月日昭和51年1月19日、職業自営業
 被相続人 亡 山崎 豪
 川崎市幸区幸町2丁目690番地9 ヴィラ多摩川103 佐藤恵太法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 佐藤 恵太
 催告期間満了日 令和8年5月12日
 横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年（家）第71684号
 東京都足立区青井2-2-20
 申立人 五反野第2スカイハイツ管理組合
 本籍東京都足立区青井2丁目2番、最後の住所東京都足立区青井2丁目2番20-405号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日推定令和6年5月20日、出生の場所満州國間島省圖們街春風街、出生年月日昭和16年12月4日、職業無職
 被相続人 亡 田中 雅之
 事務所東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル8階802号室 弁護士法人一番町総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 神崎 浩昭
 催告期間満了日 令和8年6月1日
 東京家庭裁判所

令和7年（家）第15164号
 新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
 申立人 株式会社第四北越銀行
 本籍新潟県新潟市東区豊2丁目4番、最後の住所新潟市東区豊2丁目4番27号、死亡の場所新潟県新潟市東区、死亡年月日令和6年12月10日、出生の場所新潟県南蒲原郡鹿峰村、出生年月日昭和22年9月20日、職業自営業
 被相続人 亡 若森 章
 事務所新潟市中央区寄居町697番地1マンション北陸207号 小金澤俊裕法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 小金澤俊裕
 催告期間満了日 令和8年5月8日
 新潟家庭裁判所

令和7年（家）第8027号
 石川県金沢市昌永町15-40オリンピア浅野川116
 申立人 角 政治
 本籍石川県珠洲市正院町川尻十二部131番地、最後の住所石川県珠洲市正院町川尻十二部131番地、死亡の場所石川県河北郡内灘町、死亡年月日令和7年3月24日、出生の場所石川県鹿島郡鳥屋町、出生年月日昭和32年1月8日、職業無職
 被相続人 亡 角 茂久
 事務所石川県七尾市北藤橋町子部44番地1七尾興産ビル1階 のと法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 小喬 秀臣
 催告期間満了日 令和8年5月8日
 金沢家庭裁判所珠洲出張所

令和7年（家）第652号
 岐阜県下呂市萩原町上呂1442番地2
 申立人 森本 孝市
 本籍岐阜県下呂市萩原町上村2270番地、最後の住所岐阜県高山市下切町208番地1高山山ゆり園、死亡の場所岐阜県高山市、死亡年月日令和7年6月23日、出生の場所岐阜県益田郡下呂町、出生年月日昭和56年2月15日、職業無職
 被相続人 亡 森本 孝之
 岐阜県高山市桐生町3丁目105番地ひだ法律事務所
 相続財産清算人 川津 聰
 催告期間満了日 令和8年5月8日
 岐阜家庭裁判所高山支部

令和7年(家)第524号
岐阜県中津川市茄子川1317番地の4
申立人 公益財団法人茄子川地域振興財團
本籍岐阜県中津川市茄子川2077番地8、最後の住所岐阜県中津川市茄子川2077番地の156、死亡の場所岐阜県中津川市、死亡年月日平成30年8月21日、出生の場所岐阜県恵那郡大井町、出生年月日昭和3年12月20日、職業不詳
被相続人 亡 本田 禮子
岐阜県多治見市栄町3-39國光・小川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小川 賢二
催告期間満了日 令和8年5月8日
岐阜家庭裁判所中津川出張所

令和7年(家)第945号
愛知県名古屋市天白区島田4丁目2912番地
申立人 加藤まり子
本籍岐阜県瑞浪市陶町水上668番地70、最後の住所岐阜県多治見市笠原町992番地の26ビルレッジハウス笠原2-101、死亡の場所岐阜県多治見市、死亡年月日令和元年5月17日、出生の場所愛知県名古屋市千種区、出生年月日昭和44年2月21日、職業会社員
被相続人 亡 立山 信一
愛知県名古屋市西区那古野2丁目23番7号アヴェニールビルディング名駅302号
相続財産清算人 弁護士 押谷 俊介
催告期間満了日 令和8年5月1日
岐阜家庭裁判所多治見支部

令和7年(家)第958号
岐阜県美濃加茂市本郷町8丁目4番31号
申立人 古畑 佑樹
本籍岐阜県多治見市平和町2丁目78番地、最後の住所岐阜県多治見市音羽町2丁目9番地の1 マルベリー多治見302、死亡の場所岐阜県多治見市、死亡年月日令和7年4月27日、出生の場所岐阜県土岐郡駄知町、出生年月日昭和9年5月3日、職業無職
被相続人 亡 佐藤美知子
岐阜県多治見市栄町1丁目6番地の1 日章ビル6階 多治見さかえ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤田 聖典
催告期間満了日 令和8年5月1日
岐阜家庭裁判所多治見支部

令和7年(家)第20200号
浜松市中央区上西町48番地の1
申立人 司法書士法人のがき事務所
本籍静岡県浜松市中央区和地山1丁目21番地、最後の住所浜松市中央区和地山1丁目5番45号 クレストベル102、死亡の場所静岡県浜松市中央区、死亡年月日令和7年4月9日、出生の場所静岡県浜松市、出生年月日昭和40年6月24日、職業無職
被相続人 亡 鈴木富士子
浜松市中央区上西町48番地の1
相続財産清算人 司法書士法人のがき事務所
催告期間満了日 令和8年5月20日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第1047号
奈良県大和郡山市高田町29番地30
申立人 胡内宏一郎
本籍愛知県知多郡南知多町大字豊浜字東之浦27番地の1、最後の住所愛知県知多郡南知多町大字豊浜字東之浦27番地の1、死亡の場所愛知県知多郡美浜町、死亡年月日平成18年11月24日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和18年2月10日、職業無職
被相続人 亡 山下 正雄
名古屋市中区丸の内3丁目6番27号 EBSビル5階 西山・下出法律事務所
相続財産清算人 弁護士 下出 太平
催告期間満了日 令和8年5月7日
名古屋家庭裁判所半田支部

令和7年(家)第278号
愛知県名古屋市中区丸の内2丁目17番12号丸の内エストートビル10階
申立人 司法書士法人ほのぼの法務事務所
代表者社員 井上 恵介
本籍三重県津市新家町1489番地、最後の住所三重県津市安濃町妙法寺727番地安濃津愛の里、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和7年2月27日、出生の場所三重県久居市、出生年月日昭和10年8月24日、職業無職
被相続人 亡 畑 敏一
三重県四日市市鶴の森1丁目3番23号 四日市中央通りビル703号北勢総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小島 健史
催告期間満了日 令和8年5月7日
津家庭裁判所

令和7年(家)第346号
三重県員弁郡東員町長深4058番地1
申立人 佐藤三希子
本籍三重県四日市市千代田町198番地、最後の住所三重県四日市市千代田町159番地、死亡の場所三重県四日市市、死亡年月日令和7年5月9日、出生の場所岐阜県海津郡南濃町、出生年月日昭和29年10月27日、職業無職
被相続人 亡 長谷川雅一
三重県四日市市東富田町19番16号 司法書士法人富田総合事務所
相続財産清算人 司法書士 安田 恵史
催告期間満了日 令和8年5月8日
津家庭裁判所四日市支部

令和7年(家)第81113号
大阪市天王寺区生玉町1番27号
申立人 株式会社イヴホーム
本籍大阪府東大阪市友井2丁目2番、最後の住所大阪府東大阪市友井2丁目2番7号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日平成27年7月1日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和17年7月23日、職業不明
被相続人 亡 田中 猛夫
大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル3階
相続財産清算人 弁護士 泉本 和重
催告期間満了日 令和8年6月3日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81140号
東京都練馬区南田中3丁目23-14
申立人 谷治 尚子
本籍高知県安芸市本町1丁目1201番地、最後の住所大阪市東住吉区駒川町4丁目3番12号、死亡の場所大阪府大阪市東住吉区、死亡年月日令和7年4月23日、出生の場所大阪府大阪市阿倍野区、出生年月日昭和43年10月6日、職業不動産賃貸業
被相続人 亡 黒岩 秀仁
大阪市北区西天満4-5-5マーキス梅田1002号室
相続財産清算人 弁護士 西原 文子
催告期間満了日 令和8年6月3日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81147号
大阪市中央区今橋2丁目3番21号
申立人 大阪府住宅供給公社
本籍大阪府大阪市中央区平野町4丁目23番地、最後の住所大阪府寝屋川市豊野町25番1-406号、死亡の場所大阪府大阪市中央区、死亡年月日令和6年12月20日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和8年11月28日、職業不明
被相続人 亡 松田 明男
大阪市北区梅田1-11-4-1607大阪駅前第4ビル16階
相続財産清算人 弁護士 村上 崇
催告期間満了日 令和8年6月3日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81157号
大阪府大阪市中央区高麗橋3丁目1番14号
申立人 司法書士法人ゆう法務事務所
本籍和歌山県和歌山市内原1147番地、最後の住所大阪市城東区鳴野東3丁目26番10号ジャン・プラス・ソック鳴野東301、死亡の場所大阪府大阪市鶴見区、死亡年月日令和6年12月23日、出生の場所大阪府大阪市東淀川区、出生年月日昭和27年6月22日、職業無職
被相続人 亡 家本 賢二
大阪府大阪市中央区本町4-4-25本町オルゴビル2階
相続財産清算人 弁護士 細場 健太
催告期間満了日 令和8年6月3日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第40392号
神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
本籍神戸市長田区二葉町4丁目17番地、最後の住所神戸市長田区二葉町4丁目5番16号、死亡の場所兵庫県神戸市長田区、死亡年月日令和5年2月6日、出生の場所兵庫県津名郡佐野町、出生年月日大正6年12月7日、職業不明
被相続人 亡 宮浦きみ子
神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル7階
神戸海都法律事務所
相続財産清算人 弁護士 向山 大輔
催告期間満了日 令和8年5月7日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第70156号
沖縄県浦添市安波茶3丁目32番10号
申立人 諸見 尚人

本籍沖縄県宜野湾市字我如古386番地、最後の住所兵庫県加古郡稲美町国安1053番地の8、死亡の場所兵庫県加古郡稲美町、死亡年月日令和3年11月22日頃、出生の場所沖縄県島尻郡伊平屋村、出生年月日昭和24年9月11日、職業無職

被相続人 亡 諸見 米次

事務所兵庫県姫路市安田3丁目103番地2弁護士法人藤田・川崎法律事務所

相続財産清算人 弁護士 川崎 志保
催告期間満了日 令和8年5月8日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第70163号

神戸市中央区浪花町62番地の1
申立人 兵庫県信用保証協会

本籍兵庫県姫路市夢前町古瀬畑252番地、最後の住所兵庫県姫路市夢前町古瀬畑283番地、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和6年10月14日、出生の場所兵庫県飾磨郡夢前町、出生年月日昭和24年3月16日、職業不明

被相続人 亡 本條 讓

事務所兵庫県姫路市南畠町2丁目137番地第2ハヤシビル1階山陽姫路法律事務所

相続財産清算人 弁護士 氏平 啓介
催告期間満了日 令和8年5月8日

神戸家庭裁判所姫路支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第4号

高知市一宮中町1丁目1番11

申立人 株式会社西宮産業
代表者代表取締役 宮田 稔久

権利を争う旨の申述の終期 令和8年1月26日
令和7年9月26日 室蘭簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 S B18067

金額 2,706,840円

支払期日 令和7年1月5日
支払地 北海道室蘭市
支払場所 株式会社北洋銀行室蘭中央支店
振出日 令和6年8月25日
振出地 北海道室蘭市入江町1番地19
振出人 株式会社栗林商会 取締役社長 栗林 和徳

受取人 新東化成株式会社
裏書人 新東化成株式会社 代表取締役 稲田 良一

被裏書人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

神奈川県小田原市国府津3丁目14番22号
申立人 尾崎 俊昭

権利の届出の終期 令和8年1月30日

令和7年9月24日 小田原簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 神奈川県小田原市国府津3丁目1411番3
原野 26平方メートル

(2)登記年月日番号 横浜地方法務局西湘二宮支局
明治43年6月7日受付第3079号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 明治43年6月1日設定

目的 建物(東方3町1尺4寸4分、西方3間1尺4寸4分、南方3間3尺6寸、北方3間4尺8寸)

存続期間 明治43年6月1日より同53年5月31日

地代 1坪1年40錢

地上権者 高座郡茅ヶ崎町高田1230番地
水越 謹

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第19号
宮城県石巻市蛇田字下谷地6番地15
申立人 佐々木ミワ子

本籍岩手県釜石市上中島町1丁目98番地、最後の住所岩手県釜石市大字釜石第九地割98番地

不在者 後藤 義雄

大正12年2月8日生

届出期間満了日 令和8年2月9日
盛岡家庭裁判所遠野支部

令和7年(家)第7号

秋田県大仙市北長野字茶畑43番地2

申立人 福山ミチエ

本籍秋田県大仙市北長野字館郷104番地、最後の住所秋田県大仙市北長野字茶畑43番地2
不在者 福山 一男

昭和8年1月14日生

届出期間満了日 令和8年3月31日
秋田家庭裁判所角館出張所

令和7年(家)第151号

茨城県ひたちなか市大字高場2581番地22

申立人 渡辺 信子

本籍茨城県ひたちなか市大字高場2581番地22、最後の住所茨城県笠間市稻田1895番地5
大化工業社員寮

不在者 渡辺 敦司

平成10年8月23日生

届出期間満了日 令和8年2月10日
水戸家庭裁判所

令和7年(家)第59号

東京都港区芝浦1丁目6番41-1710号

申立人 小林 律子

本籍栃木県さくら市穂積1343番地、最後の住所栃木県さくら市喜連川5622番地90
不在者 五味済佳子

昭和22年9月16日生

届出期間満了日 令和8年2月16日
宇都宮家庭裁判所大田原支部

令和7年(家)第7242号

東京都中央区銀座2丁目8番5号 石川ビル
6階 銀座共同法律事務所

申立人 田口智香子

本籍北海道小樽市未広町8番地、最後の住所東京都杉並区高円寺南5丁目17番3号 長嶋方

不在者 向野 鐵夫

昭和10年3月11日生

届出期間満了日 令和8年2月10日
東京家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第376号

本籍秋田県仙北郡美郷町鍵田字庚塚28番地
1、最後の住所千葉県四街道市鹿渡1102番地の3

不在者 森元 幸雄

昭和31年2月25日生

令和7年10月7日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所佐倉支部裁判所書記官

令和7年(家)第40号

本籍千葉県八街市八街ほ162番地、最後の住所千葉県八街市八街ほ162番地13
不在者 赤崎 雄樹

昭和61年8月15日生

令和7年9月26日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所佐倉支部裁判所書記官

令和7年(家)第55号

本籍岐阜県瑞浪市陶町猿爪842番地3、最後の住所名古屋市天白区平針3丁目1507番地
不在者 佐々木直人

昭和37年8月20日生

令和7年10月7日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第82号

本籍三重県四日市市あがたが丘1丁目15番地
1、最後の住所三重県四日市市あがたが丘1丁目15番地1
不在者 清水 可南

昭和63年8月19日生

令和7年10月7日失踪宣告審判確定

津家庭裁判所四日市支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第802号

千葉県柏市酒井根5-28-1

債務者 株式会社ターレス

代表者代表取締役 関根 武士

1 決定年月日時 令和7年10月14日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大津 郁雄

4 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前10時30分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第803号

千葉県柏市柏6丁目7番7号
債務者 株式会社ターレス・エアー
代表者代表取締役 関根 武士
1 決定年月日時 令和7年10月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大津 郁雄
4 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前10時30分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第1133号

宮城県大崎市鳴子温泉字星沼28番地の2
債務者 株式会社仙庄館
代表者代表取締役 加藤 敏宣
1 決定年月日時 令和7年10月16日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菅野 修
4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午後2時30分

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第123号

栃木県足利市今福町43番1号
債務者 メジロ合同会社
代表者代表社員 藤田 充
1 決定年月日時 令和7年10月16日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 実
4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10時

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第177号

神奈川県横須賀市の出町3丁目14番地14
債務者 有限会社中島貿易
代表者取締役 中島 正人
1 決定年月日時 令和7年10月16日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 餅田 拓也
4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前10時30分

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第2210号

愛知県春日井市松河戸町5丁目1番地3
債務者 尾張物産株式会社
代表者代表取締役 細野 泰正
1 決定年月日時 令和7年10月16日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山崎 圭
4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午後1時40分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第641号

栃木県鹿沼市西鹿沼町125番地4
債務者 株式会社G a l a x y
代表者代表取締役 小林 寛美
1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐山 大輔
4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午後2時

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第527号

相模原市中央区田名塩田3丁目26番29号
債務者 ラシクデザイン株式会社
代表者代表取締役 渡邊洋一郎
1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 多湖 翔
4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午後1時45分

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第356号

静岡県田方郡函南町仁田120番地の3
債務者 株式会社いわしや錦織医科器械
代表者代表取締役 錦織 正行
1 決定年月日時 令和7年10月16日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 梅田 欣一
4 破産債権の届出期間 令和8年1月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午前11時

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第135号

鳥取県鳥取市宮長123番地9
債務者 株式会社R E Xホーム
代表者代表取締役 村上 義信
1 決定年月日時 令和7年10月17日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 今田 慶太
4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後2時

鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第73号

(最後の住所) 島根県出雲市小山町104番地1
債務者 亡谷本美美子相続財産
1 決定年月日時 令和7年10月17日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 樹
4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後1時30分
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第4817号

京都府京田辺市三山木垣ノ内69番地4
債務者 株式会社レーヴ
代表者代表取締役 山本 勝行
1 決定年月日時 令和7年10月16日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐渡 洋克
4 破産債権の届出期間 令和8年3月5日午前11時
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午前11時

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第142号

鳥取県鳥取市古海1138番地7、旧住所鳥取県鳥取市湖山町東1丁目117番地4
債務者 村上 義信

1 決定年月日時 令和7年10月17日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 今田 慶太
4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後2時

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和8年1月6日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第339号

鹿児島市桜ヶ丘6丁目44番地9 さくらヴィレッジ201号

債務者 亀山 義隆
1 決定年月日時 令和7年10月14日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 前田 圭子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月5日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第2456号

名古屋市西区城西5丁目19番2号 ブランシュール城西303号

債務者 木村 文洋
1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 濱 尚行
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第52号 兵庫県豊岡市出石町細見832番地 債務者 世良加代子(旧姓関) 1 決定年月日時 令和7年10月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊井 翼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 神戸地方裁判所豊岡支部破産係	1 決定年月日時 令和7年10月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原田 友紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで 新潟地方裁判所民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 大津地方裁判所長浜支部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前11時25分 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第331号 群馬県前橋市上泉町1390番地7 債務者 高橋 勇人 1 決定年月日時 令和7年10月15日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木麻里奈 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年10月16日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若槻 直大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで 新潟地方裁判所新発田支部	1 決定年月日時 令和7年10月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桐山 郁雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 大津地方裁判所長浜支部破産係	1 決定年月日時 令和7年10月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 義明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第422号 新潟市東区豊2丁目7番59-107号 債務者 木間 貴幸 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 江畠 博之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 千葉俊太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月9日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺西 環江 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年10月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 義明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第395号 鹿児島市清水町25番5号 パークサイド惟神402号 債務者 百瀬 恒 1 決定年月日時 令和7年10月15日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上福元尚之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日時 令和7年10月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福岡 秀哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 有紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月2日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年10月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津村 哲生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 福岡地方裁判所柳川支部破産係
令和7年(フ)第461号 新潟市西区平島2丁目4番地2 ハイネス青山202号 債務者 白川明日香	1 決定年月日時 令和7年10月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 明宏	1 決定年月日時 令和7年10月15日午前9時50分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 敦史	1 決定年月日時 令和7年10月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津村 哲生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 福岡地方裁判所柳川支部破産係

<p>令和7年(フ)第69号 熊本県荒尾市大島1271番地2 南新地地区 17-1街区1画地 ルピナスシーサイドA 202号 債務者 平岡 遥香(旧姓末吉) 1 決定年月日時 令和7年10月15日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笠 賢太朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月16日午後1時5分 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 熊本地方裁判所玉名支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笠 賢太朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 徳島地方裁判所民事部</p>	<p>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第19号 熊本県上天草市松島町合津1844番地6 光荘 2号 債務者 市尾 卓也 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 芳典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 熊本地方裁判所天草支部</p>	<p>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午後3時10分 5 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで さいたま地方裁判所川越支部</p>
<p>令和7年(フ)第418号 大分市頤徳町1丁目5番20-303号 ルヴェ ドウ ソレイユ 債務者 安藤 匠 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平松まゆき 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月16日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中松 洋樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月18日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 熊本地方裁判所八代支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月16日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 芳典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 熊本地方裁判所天草支部</p>	<p>令和7年(フ)第215号 茨城県水戸市元台町1455-2 アムールHi r o 101号室、住民票上の住所茨城県水戸市 双葉台2丁目25番地の9 債務者 横村 晶洋 1 決定年月日時 令和7年10月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川陽一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午前11時45分 5 免責意見申述期間 令和7年12月23日まで 水戸地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第1904号 愛知県春日井市下原町1868番地 債務者 鈴木 健一 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今津 裕武 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和7年(フ)第71号 三重県伊勢市岩渕3丁目7番6号 債務者 戸坂建築こと 松山 隆一 1 決定年月日時 令和7年10月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 敦子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 正成 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで 徳島地方裁判所民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川陽一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午前11時45分 5 免責意見申述期間 令和7年12月23日まで 水戸地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第2249号 大阪市西成区萩之茶屋2丁目6番23号 ニューキング 517号 債務者 U Sevenワールドこと 山本 泰成 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂東 大士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	
<p>令和7年(フ)第178号 兵庫県明石市松が丘北町1番7号 債務者 西原 隆志 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 孝治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後1時20分 5 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水野 俊裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 静岡地方裁判所民事第2部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 千邑 竜也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年12月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第4053号 大阪市生野区勝山北4丁目1番41号 メゾン アオハレ 103号、前住所大阪市浪速区桜川 2丁目1番19-501号 債務者 森島 康仁 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 隆啓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	
<p>令和7年(フ)第252号 徳島県板野郡藍住町矢上字安任92番地2、住 民票上の住所徳島県阿波市市場町香美字八幡 本86番地4 債務者 有地千恵子</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月14日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 入星 亮介</p>	<p>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年1月16日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 神戸地方裁判所尼崎支部</p>	<p>令和7年(フ)第672号 埼玉県所沢市松葉町17番5-601号 松本マ ンション 債務者 中村 浩子(旧姓溝江) 1 決定年月日時 令和7年10月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増森俊太郎</p>	

<p>令和7年(フ)第48号 福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1529番地1 幸 ノ浦団地55号 債務者 柴村由貴子 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渕脇 明裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月21日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで 福岡地方裁判所直方支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白井 一成 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月15日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田丸 啓志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月13日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年1月6日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第354号 函館市松川町40番8号 ヴィラ松川101号室 債務者 横山 樹人 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 函館地方裁判所</p>
<p>令和7年(フ)第2977号 大阪市淀川区十八条3丁目5番35号 債務者 竹内 康敏 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月15日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 康博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月15日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中森 貴子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月21日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで 福岡地方裁判所直方支部</p>	<p>令和7年(フ)第484号 大阪府豊中市穂積1丁目6番20の1号 債務者 中森 貴子 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 康博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月15日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和7年(フ)第4266号 大阪府寝屋川市点野5丁目29番7号(602号) 債務者 津越 文雄 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 一仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月15日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上めぐみ 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月19日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第54号 静岡県掛川市長谷2丁目23番地の1 ユニ キューブC棟、前住所静岡県焼津市塩津218 番地の4 債務者 中川布美子 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第4268号 大阪市北区大淀中4丁目12番18号 メゾン・ ド・西梅田 202号室 債務者 石上 真吏 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内田 昌史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月15日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大友 啓次 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月20日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月6日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第357号 函館市湯川町1丁目36番3号 ホワイトハウ ス101 債務者 菊地 純理 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 函館地方裁判所</p>
<p>令和7年(フ)第4470号 大阪府茨木市美沢町5番F-909号 債務者 高原 登</p>	<p>鹿児島市紫原3丁目16番35号 債務者 内門 廣繼</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年10月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田丸 啓志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月13日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年1月6日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第358号 函館市中道2丁目40番9号 コーポサンファ ミー202号室 債務者 中元 裕紀 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 函館地方裁判所</p>
			<p>令和7年(フ)第359号 北海道山越郡長万部町字知来137番地、住民 票上の住所北海道山越郡長万部町字平里48番 地8 債務者 西 栄里奈 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 函館地方裁判所</p>

令和7年(フ)第363号

函館市北美原3丁目21番13号
債務者 糸谷 寛倫

- 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第207号

山形市春日町12番5号
債務者 佐藤 郁美

- 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで
山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1994号

名古屋市千種区春里町4丁目10番地の3
債務者 小栗 延明

- 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで
名古屋地方裁判所民事部第2部

令和7年(フ)第2084号

名古屋市天白区原2丁目3501番地 おがわビル405号
債務者 三浦 詩織

- 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで
名古屋地方裁判所民事部第2部

令和7年(フ)第2096号

名古屋市東区東桜1丁目5番12号 ホワイトヒルズ東桜410号
債務者 梶澤 歌織

- 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで
名古屋地方裁判所民事部第2部

令和7年(フ)第72号

三重県伊勢市岩渕3丁目7番6号
債務者 松山 仁美

- 1 決定年月日時 令和7年10月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和7年(フ)第708号

埼玉県川越市豊田町3丁目5番地16
債務者 皆川 愛実

- 1 決定年月日時 令和7年10月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第732号

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保4029番地30
プラザドウクレイン107号、前住所岩手県下閉伊郡山田町荒川第8地割85番地
債務者 佐々木昭太

- 1 決定年月日時 令和7年10月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第737号

埼玉県坂戸市薬師町5番地21 菊田マンション305号室
債務者 大橋 愛

- 1 決定年月日時 令和7年10月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第741号

埼玉県川越市岸町3丁目26番地81 (岸町ファミリーコーポ102号室)

債務者 三浦 祐太

- 1 決定年月日時 令和7年10月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第261号

愛知県豊川市三蔵子町大道81番地 グランデージ大道B棟101号
債務者 湯浅 優子

- 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第312号

岡山県倉敷市幸町7番49号 ケイコーポ206
債務者 安藤ゆかり

- 1 決定年月日時 令和7年10月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第318号

岡山県総社市井手1144番地21、転居前の住所
岡山県倉敷市中島962番地5 エクセルメゾン201
債務者 洲脇 陽菜

- 1 決定年月日時 令和7年10月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第92号

北海道北見市北三条西4丁目2番地 小林病院内、前住所北海道北見市美芳町6丁目2番24-104号

債務者 吉本 憲夫

- 1 決定年月日時 令和7年10月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第1681号

さいたま市見沼区大字大谷1780番地 3-504
債務者 野田 峻平

- 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1685号

埼玉県上尾市西宮下3丁目118番地3 レオパレスステラ105
債務者 岩瀬 長治

- 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1738号

さいたま市北区大成町4丁目808番地2 第23大宮ハイツ202
債務者 井上とし子

- 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1761号	さいたま市北区日進町3丁目605番地3 レガリスト宮原201 債務者 伊藤 緩生 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1799号	さいたま市見沼区大字大谷1409番地1 ウィンドヴアレ102 債務者 鈴木千恵美 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第548号	埼玉県草加市吉町3丁目4番15-306号 債務者 大川 秀美 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第636号	埼玉県飯能市大字岩沢510番地6 債務者 松岡 佑典 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第677号	埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地(20-305) 債務者 小林 達夫

令和7年(フ)第333号	埼玉県深谷市原郷179番地1 債務者 内田 克美 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第734号	埼玉県所沢市大字北岩岡615番地 債務者 式部 博之 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第768号	埼玉県飯能市南町13番11-101号 債務者 栗屋 巧 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第797号	埼玉県坂戸市芦山町9番地2 クーノス北坂戸106号室、住民票上の建物の名称ヴエルドミール松濤 債務者 川田 利男 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第326号	現住所秘匿、旧住所埼玉県深谷市上柴町東5丁目15番地3 債務者 内谷 紀子 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第3号	鹿児島県出水市高尾野町柴引2177-4、住民票上の住所鹿児島県薩摩川内市宮内町1704番地1 八幡馬場住宅1号棟32号室 破産者 田上美和子 1 決定年月日 令和7年10月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所川内支部破産係
令和6年(フ)第129号	茨城県古河市旭町1丁目1番3号 あかやま式番館308 破産者 門間 流音 1 決定年月日 令和7年10月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(フ)第125号	札幌市北区新琴似7条15丁目6番23-105号 破産者 寒河江英勝 1 決定年月日 令和7年10月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第877号	仙台市青葉区堤通雨宮町3番14-704号、開始決定時の住所仙台市青葉区立町19番12-606号 破産者 村山 隆 1 決定年月日 令和7年10月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第19号

福島市松川町美郷3丁目29番地の16
破産者 氏家 次男

- 1 決定年月日 令和7年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所

令和6年(フ)第390号

茨城県笠間市鴻巣241番地3 コーポコマ102
破産者 小松崎 淳

- 1 決定年月日 令和7年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和6年(フ)第1602号

さいたま市岩槻区並木1丁目2番1号
破産者 竹内 富夫

- 1 決定年月日 令和7年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第551号

神戸市兵庫区御崎町2丁目1番8号、従前の住所神戸市兵庫区笠松通5丁目4番8号
破産者 松本日出男

- 1 決定年月日 令和7年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第552号

神戸市兵庫区御崎町2丁目1番8号、従前の住所神戸市兵庫区笠松通5丁目4番8号
破産者 松本きぬえ

- 1 決定年月日 令和7年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第373号

香川県高松市元山町272番地
破産者 熊野 崇

- 1 決定年月日 令和7年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和5年(フ)第73号

福岡県直方市大字上新入3360番地1
破産者 向野 剛史

- 1 決定年月日 令和7年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所直方支部

令和7年(フ)第12号

長崎県大村市宮小路1丁目344番地1 ウィルモア宮小路C棟205
破産者 中野 洋介

- 1 決定年月日 令和7年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所大村支部破産係

令和6年(フ)第4号

沖縄県南城市知念字久高231番地3 南城市教員住宅2号棟102号室（開始決定時の住所
沖縄県島尻郡伊平屋村字野甫394番地1
教員宿舎9号棟101号室）
破産者 上地 英樹

- 1 決定年月日 令和7年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所名護支部

令和6年(フ)第14号

石川県珠洲市野々江町ユ部1番地1 野々江町第1団地2-2、住民票上の住所石川県珠洲市飯田町14部34番地
破産者 糸畑 郁代

- 1 決定年月日 令和7年10月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

金沢地方裁判所輪島支部

令和4年(フ)第165号

静岡県沼津市真砂町12番地の13 アーバンシティ一真砂町601号室、開始決定時の住所静岡県沼津市下河原町1丁目9番地の3
破産者 露木 一彰

- 1 決定年月日 令和7年10月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年(フ)第14号

鹿児島県奄美市名瀬久里町19番18号

破産者 要 未広

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月6日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月5日午前11時30分

令和7年10月16日

鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

令和6年(フ)第1828号

札幌市東区北30条東6丁目3番23号

破産者 株式会社YES Care Project

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月18日午後2時30分

令和7年10月16日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1317号

名古屋市北区鳩岡2丁目5番7号、住民票上の住所名古屋市北区鳩岡2丁目12番18号 ライオンズマンション鳩岡402号
破産者 長村 薫

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月22日午後0時
令和7年10月16日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第8号

熊本市北区龍田1丁目15番64号 エクセラン三ノ宮A102号室
破産者 田上 博庸

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月8日午後1時30分

令和7年10月17日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第365号

兵庫県加古郡稻美町六分一1178番地の212
破産者 石谷 敏男

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月22日午後1時5分

令和7年10月16日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第127号

群馬県邑楽郡大泉町西小泉4丁目12番11-201号 グローヴ ハウス EK II B

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月20日午後2時
令和7年10月16日 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第34号

新潟県三条市一ノ門1丁目8番15号

破産者 金子 知幸

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月8日午後1時30分

令和7年10月17日 新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第3323号

大阪市天王寺区四天王寺2丁目2番13号
破産者 デザインルームロコ株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月19日午後1時30分

令和7年10月17日

大阪地方裁判所第6民事部

破産債権の特別調査期日**令和5年(フ)第77号**

岡山県津山市昭和町1丁目36番地
破産者 やまは製菓株式会社

特別調査期日 令和7年12月15日午後1時30分
令和7年10月16日 岡山地方裁判所津山支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第31号

宮崎県都城市宮丸町6街区6号 スマイルハウス宮丸205、前住所宮崎県都城市北原町12街区2号
破産者 池田 隆

異議申述期間 令和7年11月28日まで

令和7年10月17日 宮崎地方裁判所都城支部

特別清算開始**令和7年(ヒ)第10002号**

仙台市青葉区作並字元木16番地
清算株式会社 株式会社Y1管財
代表清算人 岩松 廣行

1 決定年月日 令和7年10月14日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(ヒ)第105号

(本店所在地) 和歌山県紀の川市桃山町元123番地の1
清算株式会社 山紀運輸株式会社
代表清算人 三木 京子

1 決定年月日 令和7年10月14日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

和歌山地方裁判所民事部

特別清算協定認可**令和7年(ヒ)第5号**

静岡県磐田市向笠竹之内1315番地の14
清算株式会社 株式会社オーミ
代表清算人 大平 晃裕

- 1 決定年月日 令和7年10月3日
2 主文 次の協定を認可する。

協定**第1 協定債権の定義**

協定債権は、別紙「債権者一覧表」記載の「債権額(元本)」欄に記載の債権並びに同債権の利息及び遅延損害金をいう。

第2 協定債権の免除

協定債権は本協定認可決定確定時に全額の免除を受ける。

第3 残余財産発見時の弁済

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、前項による免除は新たにされた弁済の限度で効力を失う。(別紙省略)

以上

静岡地方裁判所浜松支部民事部

令和6年(ヒ)第1006号

名古屋市千種区今池南32番19号
清算株式会社 株式会社今池南設計事務所
代表清算人 青山 泰長

- 1 決定年月日 令和7年10月9日
2 主文 次の協定を認可する。

協定**第1 通則****1 弁済の場所**

本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

2 端数の処理

割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

第2 弁済及び免除**1 基本方針**

清算株式会社が保有する財産を全て換価し、換価済み財産から、清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般的の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資総額として、一般債権者に対する弁済を行う。

- 2 弁済及び免除

① 第1回弁済

第1回目の弁済は、現時点で換価・回収済みの財産のうち36,000,000円を弁済原資として、一般債権の債権額により按分して各債権者に対する弁済額を算定し、本協定認可決定確定後遅滞なく、各債権者に対し、当該弁済額を支払う。

② 第2回弁済

第1回弁済後、清算株式会社が保有する全ての財産の換価が完了した時点で、清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般的の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、一般債権の債権額により按分して各債権者に対する弁済額を算定し、速やかに、各債権者に対し、当該弁済額を支払う。

③ 免除

第2回弁済完了後、一般債権の残額について免除を受ける。

以上

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(ヒ)第1004号

広島市中区中町7番16号
清算株式会社 株式会社風スクエア
代表清算人 二國 則昭

- 1 決定年月日 令和7年10月3日
2 主文 次の協定を認可する。

協定

清算株式会社は、別紙協定債権目録記載の協定債権者に対し、本協定認可の決定が確定した日から20日以内に、公租公課等の必要な費用を控除した額を各協定債権の元本額に応じて按分して弁済する。なお、本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振込手数料は清算株式会社の負担とし、按分の結果生じる1円未満の端数は切り捨てて、振り込む方法により実施する。

各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額ならびに特別清算開始決定後の利息・損害金について、その債務を免除する。

3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、同項に定める通り、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の元本額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
(別紙省略)

以上

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(ヒ)第2号

広島県尾道市向島町16060番地79
清算株式会社 広島県東部食糧株式会社
代表清算人 横本 茂良

- 1 決定年月日 令和7年10月1日
2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 本協定の対象となる債権は、別紙弁済表の各債権者の債権額欄記載の債権とする。

2 清算会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定後1ヵ月以内に、別表弁済表の各「弁済額」記載欄の各弁済額を、振込の方法で支払う。なお、配当原資に弁済率を乗じて生じた1円未満の端数は、切り捨てる。切り捨てた4円は、事務費に算入する。振込手数料は、清算会社の負担とする。

3 各協定債権者は、前項の金員の支払を受けたときは、弁済表の各「免除額」欄記載の各債権額及び令和6年1月2日以降の利息、損害金につき、その債務を免除する。

4 第2項の弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人はこれを換価して、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別表弁済表記載の各債権者の弁済割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第3項により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
(別表省略)

以上

広島地方裁判所尾道支部

令和7年(ヒ)第1003号

福岡県福津市本木281番地1
清算株式会社 九州たまご株式会社
代表清算人 高井 章光

- 1 決定年月日 令和7年10月1日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 弁済

(1) 清算株式会社九州たまご株式会社（以下「会社」という。）は、協定債権者に対し、全ての資産換価後の令和7年5月末時点での現預金額1409万1103円（第3項記載の預金額を除いた額）から本件清算手続の遂行に必要な費用（公租公課その他一般優先債権等会社法第515条3項括弧書記載の債権の弁済必要額を含む。以下同じ。）の想定額80万円及び(3)記載の法人住民税立替金7万1000円を控除した1322万0103円を弁済原資として協定債権者が有する協定債権額に基づく按分計算（詳細は(2)に定める。）によって算定した金額を、本協定の認可決定の確定日（以下「本件確定日」という。）から1か月以内の日（以下「本件弁済日」という。）に弁済する。弁済金は、その全部を債権元本に充当する。

なお、株式会社西日本シティ銀行に対する按分計算額のうち9万4116円及び株式会社福岡銀行に対する按分計算額のうち26万7402円については、たまご&カンパニー株式会社（旧商号 イセ食品株式会社）の更生計画（東京地方裁判所令和4年(ミ)第1号・第3号会社更生事件）に基づく債権者間の平等を図るため、それぞれ株式会社西日本シティ銀行及び株式会社福岡銀行に対する弁済額から控除し、上記合計36万1518円をたまご&カンパニー株式会社への弁済額に加算するものとし、たまご&カンパニー株式会社は、上記加算額を同社の更生計画に基づく追加弁済1の原資として取り扱う。以上の按分計算および減増額を実施して算出された協定債権者に対する具体的な弁済額は、下記の通りである。

記	
協定債権者名	弁済額
たまご&カンパニー株式会社	628万4547円
たまご&ファーマーズ株式会社	24万9525円
イセ株式会社	133万8052円
株式会社西日本シティ銀行	409万7866円
株式会社福岡銀行	125万0113円
(2) (1)の按分計算の基礎となる協定債権者の債権額は、債権者間の平等を図るために、会社が特別清算による整理方針を表明した令和4年8月末時点を基準日とする。ただし、その後に協定債権者によりなされた相殺額及びたまご&ファーマーズ株式会社の(3)記載の法人住民税立替金7万1000円は上記基準日における債権額から控除するものとし、これを前提とする協定債権者の債権額は、下記のとおりである。弁済額を算出するに当たっては、按分計算によって生じる1円以下の端数については切り捨てるものとし、切り捨てられた端数の合計額は最大の債権額を有する協定債権者に対する弁済額に加算する。	
記	
協定債権者名	債権額
たまご&カンパニー株式会社	2億4035万0348円
たまご&ファーマーズ株式会社	1012万5468円
イセ株式会社	5429万6776円
株式会社西日本シティ銀行	1億7010万6307円
株式会社福岡銀行	6157万9227円
(3) 法人住民税にかかる立替金の弁済	
たまご&ファーマーズ株式会社は、会社が令和6年1月期について支払うべき法人住民税7万1000円を立て替えて支払っていることから、会社は、本件弁済日に、たまご&ファーマーズ株式会社に対し、(1)記載の弁済金に加えて、7万1000円を弁済する。当該弁済金は、その全部を債権元本に充当する。	

2 協定債権の支払いの免除

協定債権者は、本件確定日において、会社に対し、特別清算手続開始決定日（以下「開始決定日」という。）における協定債権の額から前項(1)及び(3)記載の弁済額を控除した残額並びに開始決定日以降に発生する利息及び遅延損害金の全額につき、その債務を免除する。

3 弁済の場所・方法

本協定に基づく弁済は、清算人事務所（東京都港区西新橋一丁目15番5号内幸町ケイズビル9階 高井総合法律事務所）において行う。ただし、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行預金口座へ振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に協定債権者の費用負担で振込送金する。

また、第1項(1)に基づく弁済金のうち、株式会社西日本シティ銀行及び株式会社福岡銀行に対する弁済金の一部については、会社は、本件弁済日における、会社の株式会社西日本シティ銀行における預金額及び株式会社福岡銀行における預金額をそれぞれ弁済充当し、残額を弁済するものとする。

4 追加弁済

(1) 本件弁済日において、会社の有する現預金額が本件清算手続の遂行に必要な費用並びに第1項(1)及び(3)記載の弁済額の合計を上回る場合には、会社は、すみやかに、協定債権者に対し、当該上回った額を弁済原資として協定債権者が有する協定債権額に基づく按分計算（詳細は第1項(2)に定める。）によって算定した金額を弁済する。なお、会社は、第1項の弁済金と合計して前項に従て振込送金することができる。

(2) 第1項(1)の弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、会社は、これを速やかに換価、回収し、協定債権者に対し、換価・回収代金から必要な費用を控除した残額を弁済原資として協定債権者が有する協定債権額に基づく按分計算（詳細は第1項(2)に定める。）によって算定した金額を弁済する。

(3) (1)及び(2)の弁済がなされた場合、協定債権者が第2項の規定により行った残債務の免除は、当該弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

福岡地方裁判所第4民事部

再生手続開始

令和7年(再)第32号

茨城県猿島郡境町百戸四丁歩460番地
再生債務者 株式会社リコオ

- 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和7年12月12日から令和7年12月19日まで

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

令和7年(再)第22号

千葉県千葉市中央区鶴沢町20番16号
再生債務者 株式会社トーナ

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月29日付け再生債務者提出の再生計画案
- 2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
- 3 債権者集会
 - (1) 期日 令和7年12月3日午後2時
 - (2) 会議の目的 再生計画案の決議
- 4 書面投票期間 令和7年11月25日まで
- 5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年11月19日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第70号

栃木県鹿沼市千渡1025番地23
再生債務者 若井 利泰

- 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月19日から令和7年11月27日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年（再イ）第44号 愛知県一宮市南小渕字細野20番地1 再生債務者 竹川 鍊 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月19日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年（再イ）第231号 札幌市中央区南17条西12丁目2番37-403号 再生債務者 齋藤 大樹 1 決定年月日時 令和7年10月17日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月19日から令和7年12月3日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第56号 愛知県一宮市浅井町小日比野字大ヶ島866番地48 再生債務者 エンディングスマートこと 桜庭 孝蔵 1 決定年月日時 令和7年10月15日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月19日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年（再イ）第247号 名古屋市東区砂田橋2丁目1番S-6号 再生債務者 河瀬 韶子 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第129号 埼玉県戸田市上戸田4丁目12番16-403号 再生債務者 山岸 和弘 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年11月27日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年（再イ）第60号 愛知県一宮市籠屋1丁目9番17号 セレーノ101 再生債務者 九鬼 紗乃 1 決定年月日時 令和7年10月16日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第159号 千葉市花見川区千種町189番地6 再生債務者 薄井 常彦 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年11月27日まで さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第61号 愛知県西尾市吉良町駿馬丸山18番地 再生債務者 鈴木 猛 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月20日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部
令和7年（再イ）第22号 札幌市手稲区前田10条20丁目7番23号 再生債務者 飛岡 和樹 1 決定年月日時 令和7年10月17日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年11月28日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第222号 札幌市手稲区前田10条20丁目7番23号 再生債務者 飛岡 和樹 1 決定年月日時 令和7年10月17日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月17日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年（再イ）第22号 岐阜県多治見市西坂町3丁目171番地 再生債務者 芝田 和典	令和7年（再イ）第122号 神戸市灘区泉通4丁目1番11号 シャーメゾン泉通201 再生債務者 中村 駿

令和7年（再イ）第17号 山形県南陽市郡山1200番地の1 再生債務者 鹿場 優斗 1 決定年月日時 令和7年10月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月11日まで 山形地方裁判所米沢支部	1 決定年月日時 令和7年10月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月4日まで 　　広島地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第5号 大分県速見郡日出町大字大神5046番地 再生債務者 藤井大二郎 1 決定年月日時 令和7年10月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年11月28日まで 富山地方裁判所高岡支部
令和7年（再イ）第153号 横浜市旭区本宿町10番地26 再生債務者 杉山徹太郎 1 決定年月日時 令和7年10月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月4日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第14号 山口市秋穂二島324番地98 再生債務者 山田 優斗 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年11月27日まで 山口地方裁判所民事部個人再生係	令和7年（再イ）第18号 富山県射水市太閤山10丁目2番地 県営住宅37-403 再生債務者 寺澤恵理子 1 決定年月日時 令和7年10月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年11月28日まで 富山地方裁判所高岡支部
令和7年（再イ）第76号 大阪府南河内郡河南町大字一須賀458番地の8 再生債務者 木村 高子 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月4日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年（再イ）第63号 北九州市若松区白山2丁目11番10-305号 再生債務者 米村 愛光 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年11月27日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（再イ）第19号 沖縄県宜野湾市宇佐真下86番地1 ルナ・エスパシオ403号 再生債務者 宮城 安代 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月18日まで 大分地方裁判所杵築支部再生係
令和7年（再イ）第87号 堺市中区深井中町311番地4 1棟1003号(住民票の住所) 堀市中区深井水池町3127番地2リバーズマンション207号 再生債務者 村田 佳則 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月4日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年（再イ）第52号 熊本市中央区国府本町5番54-2号 再生債務者 泉 美賢 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年11月27日まで 福岡地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第63号 横浜市保土ヶ谷区月見台43番1号 再生債務者 青山 大将 1 決定年月日時 令和7年10月17日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月5日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年（再イ）第8号 大阪市東区深井中町311番地4 1棟1003号(住民票の住所) 堀市中区深井水池町3127番地2リバーズマンション207号 再生債務者 村田 佳則 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月4日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年（再イ）第53号 熊本市東区広木町30番22号 ハミングコート広木C棟 再生債務者 寺尾 太志 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月4日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第70号 横浜市磯子区森1丁目11番4-1011号 再生債務者 水本 尚邦 1 決定年月日時 令和7年10月17日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月5日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第95号 広島市東区戸坂新町2丁目44番2-204号 再生債務者 大羽 清美	令和7年（再イ）第14号 富山県高岡市金屋町13番15号 再生債務者 渡辺 康裕	令和7年（再イ）第37号 静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪611番地の1 再生債務者 今野 弓子 1 決定年月日時 令和7年10月17日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月1日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係
		令和7年（再イ）第37号 滋賀県守山市水保町1319番地2 再生債務者 中塙 久士 1 決定年月日時 令和7年10月17日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月5日まで 大津地方裁判所民事部再生係
		令和7年（再イ）第38号 大津市坂本8丁目27番27号 再生債務者 山極 功稀 1 決定年月日時 令和7年10月17日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月5日まで 大津地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第39号 滋賀県草津市青地町1629番地24 再生債務者 ジェイアンドエムズこと 住友 剛 1 決定年月日時 令和7年10月17日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月5日まで 大津地方裁判所民事部再生係 令和7年（再イ）第33号 高知市鴨部1350番地2 アーネスト能茶山107号 再生債務者 川上 龍希 1 決定年月日時 令和7年10月17日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月5日まで 高知地方裁判所民事部個人再生係 小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和7年（再イ）第109号 横浜市旭区鶴ヶ峰本町1丁目48番10-2号 再生債務者 山本 和美 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月31日まで 令和7年10月17日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年（再イ）第230号 東京都板橋区蓮根2-27-25-602 再生債務者 関川 礼子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月4日まで 令和7年10月16日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第8号 神奈川県横須賀市小原台22番6号（前住所） 神奈川県横須賀市荻野15番10号 再生債務者 岩澤 廣隆	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月4日まで 令和7年10月14日 横浜地方裁判所横須賀支部 令和7年（再イ）第5号 神奈川県横須賀市森崎6丁目4番20号 再生債務者 渡邊 熱 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月5日まで 令和7年10月15日 横浜地方裁判所横須賀支部 令和7年（再イ）第18号 栃木県佐野市大橋町1194番地16 再生債務者 松山 将也 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月6日まで 令和7年10月16日 宇都宮地方裁判所足利支部 令和6年（再イ）第369号 名古屋市中川区西日置町10丁目301番地 C a n a l E a s t 801号（従前の住所）名古屋市守山区八反10番36号 クレフラストひょうたん山103号 再生債務者 上村こと 上村 和也 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月6日まで 令和7年10月16日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第183号 愛知県知多郡美浜町大字浦戸字落合113番地1 再生債務者 小笠原正豊 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月6日まで 令和7年10月16日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第8号 福岡県京都郡苅田町磯浜町2丁目9-4 ルミナスA1苅田A棟107号室 再生債務者 山路 友也 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月6日まで 令和7年10月16日 福岡地方裁判所行橋支部再生係 令和7年（再イ）第18号 福岡県京都郡苅田町新津2丁目8番地4（プラザアーユス510） 再生債務者 古井 龍 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月6日まで 令和7年10月16日 福岡地方裁判所行橋支部再生係 令和7年（再イ）第16号 岩手県北上市里分8地割94番地5 再生債務者 水戸 信幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月7日まで 令和7年10月17日 盛岡地方裁判所花巻支部 令和7年（再イ）第16号 仙台市太白区砂押町14-2 サニーライフ砂押205（住民票上の住所）千葉県市原市光風台5丁目165番地 再生債務者 石原 晴孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月30日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月7日まで 令和7年10月17日 仙台地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第75号 仙台市宮城野区岩切字入山35番地の8 再生債務者 坂下 康司	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月8日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月7日まで 令和7年10月17日 仙台地方裁判所第4民事部 令和6年（再イ）第34号 山形市大字中野目86番地の1 再生債務者 阿部 善明 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月7日まで 令和7年10月17日 山形地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第69号 千葉県流山市おおたかの森東3丁目31番地の4 おおたかの森 U n i v a l y S-105 再生債務者 酒谷 智昭 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月7日まで 令和7年10月10日 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年（再イ）第7号 岐阜県大垣市室村町3丁目103番地1 第2メゾンドラボール D号室、前住所岐阜県大垣市大井1丁目7番地 ひまわりハイツA102 再生債務者 利根川新一 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月7日まで 令和7年10月17日 岐阜地方裁判所大垣支部 令和7年（再イ）第30号 静岡県浜松市中央区西山町2293番地 フアミールヒルズ西浜松303号 再生債務者 杉田 和彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月5日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月7日まで 令和7年10月17日 静岡地方裁判所浜松支部再生係
---	--	--	--

令和7年(再イ)第69号
愛知県西尾市寄住町若宮7番地 スカイコートA-202号室(前住所) 愛知県岡崎市稻熊町字3丁目128番地 プレジールキニーネ104
再生債務者 千葉 駿
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月7日まで
令和7年10月17日
名古屋地方裁判所岡崎支部
令和7年(再イ)第87号
愛知県みよし市打越町後田51番地1 サンセールS 105号
再生債務者 黒島健太朗
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月7日まで
令和7年10月17日
名古屋地方裁判所岡崎支部
令和7年(再イ)第16号
群馬県太田市宝町27番地11
再生債務者 斎藤 学
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月10日まで
令和7年10月10日 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(再イ)第18号
石川県白山市北安田町479番地1
再生債務者 西村 政樹
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月12日まで
令和7年10月17日 金沢地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第12号
山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺823番地4
再生債務者 知念敬子こと CHINEN E SPIINOZA SANDRA PAOLA
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月12日まで
令和7年10月15日
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(再イ)第68号
千葉県野田市中野台309番地の1
再生債務者 飯田 彰典
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月13日まで
令和7年10月16日
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(再イ)第24号
長野県松本市巾上11番18号 サニーコート巾上201
再生債務者 河野さゆり
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月29日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月13日まで
令和7年10月16日 長野地方裁判所松本支部
令和7年(再イ)第43号
愛知県一宮市両郷町3丁目21番地1 イーストコートA-103号
再生債務者 椎葉 康浩
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月26日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月13日まで
令和7年10月16日
名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(再イ)第11号
三重県伊賀市ゆめが丘2丁目18番地の8
再生債務者 吉森 阜也
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月7日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月13日まで
令和7年10月16日
津地方裁判所伊賀支部
令和7年(再イ)第29号
大阪市此花区伝法4丁目2番8号
再生債務者 廣津久美子
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月13日まで
令和7年10月16日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第334号
大阪府池田市満寿美町7番28-103号
再生債務者 金光 浩
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月13日まで
令和7年10月16日
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第29号
和歌山県紀の川市北大井394番地3(前住所)
和歌山県紀の川市南中320番地1 ブリムローズE S 205号
再生債務者 大森 志保
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月13日まで
令和7年10月16日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第13号
島根県仁多郡奥出雲町三沢476番地1
再生債務者 松本ますみ
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月13日まで
令和7年10月16日 松江地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第9号
沖縄県沖縄市美原3-10-18 美川マンション106号室(住民票上の住所) 沖縄県中頭郡北谷町北谷2丁目8番地3
再生債務者 比嘉佳名子
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月3日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月13日まで
令和7年10月16日
那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(再イ)第16号
釧路市愛國東1丁目25番1号
再生債務者 高田 哲史
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月2日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月14日まで
令和7年10月17日
釧路地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第19号
釧路市愛國東2丁目16番9号 ファミールⅧ 101
再生債務者 高山 裕明
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月14日まで
令和7年10月17日 釧路地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第21号
長野県松本市波田6450番地2
再生債務者 小林由美子
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月14日まで
令和7年10月17日 長野地方裁判所松本支部
令和7年(再イ)第33号
滋賀県草津市岡本町470番地608 Antevorte
再生債務者 森本 裕介
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月8日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月14日まで
令和7年10月17日
大津地方裁判所民事部再生係
令和7年(再イ)第72号
京都市伏見区淀際町435番地12
再生債務者 橋本 和真
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月29日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月17日まで
令和7年10月17日
京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第46号
北九州市戸畠区夜宮3丁目10番6-702号
再生債務者 葛谷 憲次
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月4日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月4日まで
令和7年10月14日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

<p>令和7年(再イ)第50号 北九州市門司区松原1丁目6番10号(アライ ブ・マツバラⅠ205号) 再生債務者 倉地美由紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 5日まで 令和7年10月14日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> <p>令和7年(再イ)第70号 北九州市八幡西区陣原4丁目19番20-405号 再生債務者 川崎 朱莉 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月3日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 5日まで 令和7年10月14日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> <p>令和7年(再イ)第25号 熊本市西区二本木2丁目9番14号 再生債務者 末永 良子 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 5日まで 令和7年10月15日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(再イ)第20号 兵庫県伊丹市桑津4丁目1番1-403号 再生債務者 柳川英姫こと 李 英姫 (L E E YEONG H I) 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 6日まで 令和7年10月16日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第6号 福岡県大牟田市西新町15番地38 再生債務者 畑添 未来 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 6日まで 令和7年10月16日 福岡地方裁判所大牟田支部</p> <p>令和7年(再イ)第49号 福岡県中間市中央2丁目9番47号 再生債務者 平野 卓也 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 6日まで 令和7年10月16日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> <p>令和7年(再イ)第54号 北九州市門司区葛葉1丁目12番11-1号 再生債務者 阿部 将弥 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 6日まで 令和7年10月16日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> <p>令和7年(再イ)第12号 鳥取県境港市渡町3683番地 再生債務者 船越 拓実 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 7日まで 令和7年10月17日 鳥取地方裁判所米子支部</p> <p>令和7年(再イ)第7号 岡山県津市高野本郷1477番地16(旧住所) 岡山県津市近長169番地1 ポノポノシリ フH202号 再生債務者 霜手 裕司</p>	<p>1 決議に付する再生計画案 令和7年9月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 7日まで 令和7年10月17日 岡山地方裁判所津山支部</p> <p>令和7年(再イ)第14号 青森県弘前市大字松原東5丁目4番地13 再生債務者 葛西 優斗 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 6日まで 令和7年10月17日 青森地方裁判所弘前支部</p> <p>令和7年(再イ)第8号 広島県吳市広古新開1丁目5番32-301号 再生債務者 森藤 定幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 14日まで 令和7年10月17日 広島地方裁判所吳支部</p> <p>令和7年(再イ)第25号 香川県高松市木太町1732番地10 再生債務者 北川 琢己 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 14日まで 令和7年10月17日 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p> <p>令和7年(再イ)第26号 香川県高松市昭和町1丁目14番8号 再生債務者 川谷 章太 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 14日まで 令和7年10月17日 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	<p>小規模個人再生による再生計 画取消</p> <p>令和4年(再イ)第59号 川崎市幸区南加瀬1丁目16番31-203号 グ ラスィア新川崎 再生債務者 柏本 里香 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 令和5年1月26日に認可した再 生計画には、民事再生法189条1項2号に定め る事由がある。 令和7年10月16日 横浜地方裁判所川崎支部破産係</p> <p>小規模個人再生による再生手 続廃止</p> <p>令和7年(再イ)第1号 北海道名寄市西1条南11丁目1番地1 名寄 マーガレットヴィラC 631 再生債務者 小原久美江 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年10月17日 旭川地方裁判所名寄支部</p> <p>令和7年(再イ)第1号 青森県八戸市下長8丁目2-18 エスパワー ル102号室(住民票上の住所) 青森県八戸市 石堂1丁目6番1号 再生債務者 田名部 登 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年10月17日 青森地方裁判所八戸支部個人再生係</p> <p>給与所得者等再生による再生 手続開始</p> <p>令和7年(再口)第3号 静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪611番地の1 再生債務者 今野 正悦 1 決定年月日時 令和7年10月17日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令 和7年12月1日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係</p>
--	--	--	---

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年（再口）第1号

岩手県八幡平市田頭第2地割5番地3
再生債務者 酒井 順子

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月4日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年11月7日まで
令和7年10月17日

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（再口）第6号

京都市右京区梅津上田町32番地1 ソレイユ
MHN 605
再生債務者 西尾 直記

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月24日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年11月17日まで
令和7年10月17日

京都地方裁判所第5民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和7年（再口）第1号

群馬県太田市新田木崎町1228番地5
再生債務者 齊藤 徹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年9月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月17日 前橋地方裁判所太田支部

令和7年（再口）第2号

川崎市幸区南幸町2丁目60番地3 プロスペクト川崎 903
再生債務者 新村佳奈子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年9月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月16日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（再口）第3号

仙台市宮城野区岩切字稻荷西57番地の4
再生債務者 菅原 拓也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月9日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月17日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年（再口）第4号

山口市阿知須710番地1 セントボーリアⅡ
102
再生債務者 富田 由理

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月9日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月16日

山口地方裁判所民事部個人再生係

令和7年（再口）第2号

兵庫県加古郡播磨町西野添5丁目22番7号セ
ンチュリー野添A-2号（従前の住所）兵庫
県加古郡播磨町古宮7丁目6番18号

- 1 再生債務者 金子 誠史
- 2 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年10月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月17日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年（再口）第3号

沖縄県中頭郡読谷村字古堅285-1番地
530-D（住民票上の住所）沖縄県名護市大
西5丁目18番12号

- 1 再生債務者 大城 宏伸
- 2 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年10月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月16日

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求

又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの方の届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年（チ）第8号

和歌山市松江東2丁目2番15-2号

申立人 栗本 茂卓
住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）和歌山県海南市
多田108番地

所在等不明共有者 栗栖勝三郎

届出期間満了日 令和8年2月13日

令和7年10月10日 和歌山地方裁判所
(別紙) 物件目録

所在 和歌山市栗栖字松本

地番 501番1

地目 宅地

地積 106.34平方メートル

共有者 栗栖勝三郎の共有持分 6分の1

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年（チ）第9号

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

申立人 東近江市長 小椋 正清

住所・居所 不明

（亡貴田照代の最後の住所）滋賀県東近江市
建部日吉町431番地4

所有者 亡貴田照代相続財産

届出期間満了日 令和7年12月1日

令和7年10月14日 大津地方裁判所彦根支部
(別紙) 物件目録

所在 東近江市建部日吉町字石地

地番 431番4

地目 宅地

地積 136.43平方メートル

2 所在 東近江市建部日吉町431番地4
家屋番号 431番4
種類 居宅
構造 木造スレート瓦葺平家建
床面積 57.10平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年（チ）第7号

富山市城川原1丁目6番36号

申立人 東 忠由

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）記載なし
所有者 東四郎兵工

届出期間満了日 令和7年11月28日

令和7年10月10日 富山地方裁判所
(別紙) 物件目録

1 所在 富山市城川原1丁目

地番 602番

地目 宅地

地積 13.22平方メートル

2 所在 富山市城川原1丁目

地番 622番

地目 墓地

地積 26平方メートル

令和7年（チ）第22号

愛知県弥富市前ヶ須町野方746番地13

申立人 伊藤 宗弘

住所・居所 不明

共有者 河村長三郎

住所・居所 不明

共有者 河村友三郎

住所・居所 不明

共有者 佐藤太三郎

届出期間満了日 令和7年12月15日

令和7年10月14日 名古屋地方裁判所
(別紙) 物件目録

所在 弥富市前ヶ須町野方

地番 757番

地目 用悪水路

地積 188平方メートル

不明共有者 河村長三郎の持分 3分の1

不明共有者 河村友三郎の持分 3分の1

不明共有者 佐藤太三郎の持分 3分の1

<p>令和7年(子) 第3号 広島市中区小町4番33号 申立人 中国電力ネットワーク株式会社 住所・居所 不明 最後の住所 広島県安芸高田市美土里町横田4701番地 所有者 田川 将志 届出期間満了日 令和7年12月12日 令和7年10月14日 広島地方裁判所三次支部 (別紙) 物件目録</p> <p>1 所在 安芸高田市美土里町横田字梶谷山 (不動産登記記録上の所有者) 高田郡横田村4701番地 田川 清 所在 安芸高田市美土里町横田字梶谷山 地番 11062番 地目 山林 地積 1232平方メートル 馬出740番地 所有者 小島 政雄 届出期間満了日 令和7年12月15日 令和7年10月15日 福岡地方裁判所第4民事部 (別紙) 物件目録 所在 福岡市東区馬出1丁目273番地 家屋番号 273番の2 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 43.63平方メートル 2階 23.14平方メートル</p> <p>所有者不明建物管理命令に関する異議の催告</p> <p>次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。</p> <p>令和7年(子) 第17号</p> <p>石川県輪島市二ツ屋町2字29番地 申立人 輪島市長 坂口 茂 住所・居所 不明 (亡坂口千鶴子の最後の住所) 石川県輪島市山岸町八の部15番地の3・4 所有者 亡坂口千鶴子相続財産 届出期間満了日 令和7年12月5日 令和7年10月9日 金沢地方裁判所輪島支部</p>	<p>令和七年十月二十七日 東京都品川区東品川二丁目二番二四号 (甲) 株式会社「幻フームカ」ハバード 代表取締役 中澤 祐介 東京都品川区東五反田五丁目二〇番一八号 (N) 株式会社YUNARIA 代表取締役 小嶋 健 東京都品川区東五反田五丁目一〇番一八号 (丙) 株式会社狼煙 代表取締役 中澤 祐介 東京都品川区東品川二丁目二番二四号 (N) ダウ・シリコーン・ホールディングス グ・ジャパン株式会社 代表取締役 齋藤 雅則</p> <p>令和七年(子) 第13号 福岡市東区雁の巣2丁目12番8号 申立人 ランドスペース有限会社 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 福岡市東区大字馬出740番地 所有者 小島 政雄 届出期間満了日 令和7年12月15日 令和7年10月15日 福岡地方裁判所第4民事部 (別紙) 物件目録 所在 福岡市東区馬出1丁目273番地 家屋番号 273番の2 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 43.63平方メートル 2階 23.14平方メートル</p> <p>会社の売の公示</p> <p>会社公却 債権者及び株主等関係者 各位 左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散するにいたしました。 よ。</p> <p>(甲) 揭載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年六月二十七日 掲載頁 五十一頁 (号外第111〇号)</p> <p>(N) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和七年十月十六日 掲載頁 五十二頁 (号外第111〇号)</p> <p>令和七年十月二十七日 東京都千代田区神田鍛冶町三一丁目三番九号 (N) アイプレーンホールディングス株式会社 代表取締役 岡野 秀生</p> <p>会社公却 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散するにいたしました。 よ。</p> <p>(甲) 揭載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年六月二十七日 掲載頁 五十六頁 (号外第111〇号)</p> <p>令和七年七月二十七日 東京都千代田区大手町一丁目六番一号 (甲) 伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社 代表取締役 田中 康博</p> <p>会社公却 左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散するにいたしました。 よ。</p> <p>(甲) 揭載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年三月二十一日 掲載頁 七十九頁 (号外第五十九号)</p> <p>令和七年十月二十七日 東京都渋谷区桜丘町二六番一號 (甲) G.M.O.マイクロソーブ株式会社 代表取締役 向畠 憲良</p> <p>会社公却 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散するにいたしました。 よ。</p> <p>(甲) 揭載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年五月十九日 掲載頁 九十五頁 (号外第五十九号)</p> <p>(N) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和七年三月二十一日 掲載頁 六頁</p> <p>(甲) 揭載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年六月三日 掲載頁 四頁</p> <p>(N) 揭載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年六月三日 掲載頁 四頁</p> <p>(N) 揭載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年六月三日 掲載頁 五十六頁 (号外第一一〇号)</p> <p>(N) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和七年六月三日 掲載頁 四頁</p>
---	--

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四千四百六十八万四千八百円減少し、金八千七百万円とすることにいたしました。

また、当社が発行している新株予約権の全部又は一部が、資本準備金の額の減少の効力発生日までに行使された場合には、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分を合わせて減少いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。令和七年十月二十七日 静岡県浜松市浜名区平口五二七七番地一 株式会社工コム 代表取締役 高梨 智志

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を七百二十万円減少し百八十万円とすることに致しました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。
令和七年十月二十七日 静岡市葵区城北一〇六番地の一 株式会社Tersus GNSS JAPAN 代表取締役 鶴飼 尚弘

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二百百万円減少し百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。
令和七年十月二十七日 静岡市葵区城北一〇六番地の一 株式会社Tersus GNSS JAPAN 代表取締役 鶴飼 尚弘

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五百七百四十七円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。
令和七年十月二十七日 大分県中津市一六〇一番地の一 サムプロット有限会社 代表取締役 城戸崎 修

準備金の額の減少公告
当社は、令和七年二月を効力発生日とする「大企業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）」の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十月二十七日 大分県中津市一六〇一番地の一 サムプロット有限会社 代表取締役 城戸崎 修

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年一月一日を効力発生日とする「大企業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）」の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年十一月三十日を効力発生日とする株式会社オーティークとの株式交換（以下「本株式交換」という）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することをいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年十月二十七日 静岡県川口市上青木六丁目三番二〇号 T.W.ホールディングス株式会社 代表取締役 大木 康嗣

準備金の額の減少公告
当社は、令和七年十一月三十日を効力発生日とする株式会社オーティークとの株式交換（以下「本株式交換」という）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することをいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社は、資本金の額を二千五百円、資本準備金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

当社は、資本金の額を二千五百円、資本準備金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

当社は、資本金の額を五百七百四十七円減少することにいたしました。

当社は、令和七年十月二日を効力発生日とする「大企業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）」の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社は、令和七年九月八日 株式会社オーティークとの株式交換（以下「本株式交換」という）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することをいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年十月二十七日 長崎県佐世保市指方町五七〇番地一 大野運送株式会社 代表取締役 稲吉 修

準備金の額の減少公告
当社は、令和七年九月八日 株式会社オーティークとの株式交換（以下「本株式交換」という）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することをいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社は、資本金の額を二千五百円、資本準備金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

当社は、資本金の額を二千五百円、資本準備金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

当社は、資本金の額を五百七百四十七円減少することにいたしました。

当社は、令和七年十月二日を効力発生日とする「大企業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）」の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、効力発生日までに当社が新たな株式を発行する場合、当該株式の発行により増加する資本の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額を資本準備金とすることで、最終的な資本金の額を五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年十月二十七日 東京都中央区日本橋堀留町一丁目九番一〇号 日本橋ライフサイエンスビルディング 七・六階C-1-六 ティーセルヌーヴォ株式会社 代表取締役 松永 行介

準備金の額の減少公告
当社は、令和七年九月八日 株式会社オーティークとの株式交換（以下「本株式交換」という）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することをいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社は、資本金の額を五百円、資本準備金の額を五百万円とすることにいたしました。

当社は、令和七年十月二日を効力発生日とする「大企業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）」の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十七日
山形県山形市七日町一丁目二番三六号
代表取締役 片桐 文子

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年十一月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年十月二十七日
東京都中野区弥生町二丁目一〇番五号
代表取締役 高関 仁志

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年十一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年十月二十七日
静岡県静岡市駿河区吉田二丁目五番一〇号
株式会社シャンソン化粧品
代表取締役社長 川村 卓史

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年十月二十七日
広島市安佐南区東原一丁目一六番一号
株式会社中西商店
代表取締役 山口 健二

合併につき株券等提出公告
当社は、石川精工株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月十九日までに当社にご提出下さい。

令和七年十月二十七日
石川県加賀市山中温泉上原町イ二二番地の
株式会社金津工作所
代表取締役 打本 渉

限定承認公告
本籍東京都中野区南台四丁目二番、最後の
住所千葉県夷隅郡御宿町新町八五四番地
シーサイドサーフ御宿一〇〇一

被相続人 死亡 金森 伸

右被相続人は令和七年四月十日夜頃死亡し、そ
の相続人は令和七年十月十五日千葉家庭裁判所一
宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権
者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以
内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申
し出がないときは弁済から除外します。

令和七年十月二十七日
東京都中野区南台五丁目六番八号
限定承認者 金森 志歩

公示送達
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)
第一百三条第一項の規定による白山市松任北安田南
部地区土地区画整理事業の左記一の者に対する換
地処分通知は、送付すべき場所を確知することが
できないので、同法第百三十三条第一項及び第二
項において準用する同法第七十七条第五項の規定
により、当該書類の送付にかえて通知の内容を左
記二のとおり公告します。

記
一 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所 不詳
氏名 高見 雅之

二 通知の内容
土地区画整理法第百三条第一項の規定によ
り、白山市松任北安田南部地区土地区画整理事
業の換地計画において定められた、別紙明細書
及び換地図のとおり、換地処分します。

(教示)
この処分について不服があるときは、この処
分があつたことを知った日の翌日から起算して
三箇月以内に、石川県知事に審査請求をするこ
とができます。

二 この処分について不服があるときは、この処
分があつたことを知った日の翌日から起算して
六箇月以内に、白山市松任北安田南部地区土地区
画整理組合を被告として、処分の取消しの訴
えを提起することができます。

三 右記一の審査請求をした場合においては、當
該審査請求に対する裁決があつたことを知つた
日の翌日から起算して六箇月以内に、白山市松
任北安田南部地区土地区画整理組合を被告とし
て処分の取消しの訴えを提起することができま
す。

右被相続人は令和七年四月十日夜頃死亡し、そ
の相続人は令和七年十月十五日千葉家庭裁判所一
宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権
者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以
内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申
し出がないときは弁済から除外します。

令和七年十月二十七日
石川県白山市北安田町一〇五六番地一
白山市松任北安田南部地区土地区画整理
組合 理事長 信作喜久雄

吸収分割及び資本金の額の減少公告
左記会社は吸収分割して、乙は甲がその営む不
動産開発事業に関連する法人の株式を所有及び管
理する事業に関して有する権利義務を承継し、甲
はそれを承継させることにいたしました。

また、甲は資本金の額を二十二億九千九百万五
千円減少し、乙は資本金の額を二十六億四千九百
万円減少することにいたしました。

この会社分割及び資本金の額の減少に対し異議
のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以
内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十七日
東京都千代田区大手町一丁目六番一号
代表取締役 岡田 恭直

**定款変更につき通知公告及び全部取得条項付種類
株式の取得につき通知公告**
当社は、定款を変更して普通株式につき、株主
総会の決議によって、その名称をA種種類株式と
したうえで、その全部を当社が取得する旨の定め
を設けることにいたしましたので公表します。

また、当社は、当該定款変更の効力発生を条件
として、全部取得条項付種類株式であるA種種類
株式の全部(自己株式を除きます)を取得するこ
とにいたしましたので公表します。

令和七年十月二十七日
奈良県大和高田市本郷町九番一七号
ワキ製薬株式会社
代表取締役 脇本真之介

優先資本金の額の減少公告
当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基
づき、優先資本金の額を金十九億円減少するこ
とにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

<https://www.ko-koku.jp>

なあ、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及
び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

当社は、優先資本金の額を金二億四千万円減少
することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
瑞穂プロパティー特定目的会社
取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を金二億四千万円減少
することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都千代田区日本橋一丁目四番一号日本橋
一丁目ビルディング
特定目的会社枚方商業施設開発
tnk_hirakata_shogyo_shisetsu_kaihatsu/

令和七年十月二十七日
東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋
一丁目ビルディング
特定目的会社枚方商業施設開発
tnk_hirakata_shogyo_shisetsu_kaihatsu/

令和七年十月二十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
Phoenix 特定目的会社
取締役 関口 陽平

債権申出の公告 第一回
当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三
項の規定により令和七年十月一日解散の認可が
あつたものとみなされたので、当基金に債権を有
する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお
申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは
清算から排斥します。

令和七年十月二十七日
兵庫県神戸市東灘区住吉本町一丁目三番一
号
コープこうべ企業年金基金
清算人 山下 信孝